

「炭素会計アドバイザー資格」って何!?

意外にも増える傾向にある士業の受験者

2015年COP21でパリ協定が採択され、先進国・途上国の区別なく、多くのパリ協定締約国がカーボンニュートラルに動き出し、我が国においても2050年までに温室効果ガス(GHG)排出ゼロを目標に掲げている。これを見据えて2022年7月に発足した「一般社団法人炭素会計アドバイザー協会」(代表理事＝鈴木修一郎氏)では、「炭素会計アドバイザー資格制度」を2023年4月からスタートとした。

この制度は、国際ルールに沿ったCO2排出量の算定や情報開示への対応ができる人材育成を目指した国内初の民間資格。炭素会計アドバイザー資格3級は、環境省実施の「環境省認定制度 脱炭素アドバイザーベーシック」認定を受けており、これまでの資格試験の合格者は約19,000名で、「そのうち会計士・税理士などの専門家は70名ほど」(同協会事務局)で、年々、関心が高まりつつあるという。2025年2月炭素会計アドバイザー資格2級も、環境省実施の「環境省認定制度 脱炭素アドバイザーアドバンス」に認定されている。

そもそも「炭素会計」とは、自社を含めたサプライチェーンの経済活動によって排出される温室効果ガスの排出量を算定し、それを踏まえ削減を实践、進捗状況を管理するもの。導入メリットは、①環境への貢献、②経済性の向上、③社

会責任とブランド評価の向上等があげられる。結果的に企業評価を高めることにも繋がるわけだが、一定規模以上の企業には有価証券報告書への記載も義務付けられているため、現段階での導入は大企業が中心。とは言うものの、昨今の脱炭素への流れから、中小企業にも広がりを見せていくことは想定できる。

炭素会計アドバイザー資格制度は、基礎知識レベルの3級、実務知識レベルの2級、コンサルタントレベルの1級及びプロフェッショナルの4段階構成。とくに登竜門である3級は、環境省の脱炭素アドバイザーベーシック認定を受けていることから、受験は金融機関や製造業の担当者が中心ではあるが、会計人の参加も増える傾向にあるという。

一見すると、税理士の業務とは縁遠い存在という印象だが、士業の受験者が一定数存在する現状から、それなりのメリットもありそうだ。具体的には、顧問先企業から脱炭素経営への取り組みに関する相談を求められた際の対応力が備わる。また、他事務所との差別化なども考えられ、中堅企業を顧問先に抱える税理士法人などを中心に、今後資格取得に向けた動きが本格化するものと考えられる。

炭素会計アドバイザー協会
公式HPはここから。

